

ミュンヘン・ポッポの会 運営規則

1. 会の円滑な運営を図る為に、全参加児童の父母(各家庭単位の意味として、以下父母と称します)は、全員協力するものとします。
2. 父母は四半期に一度開催される父母会に参加し、会の運営・充実のために意見を交換し、会則にあげる諸事項を決定します。尚、父母会欠席時には当日の朝までに委任状を幹事もしくは副幹事に提出します。
3. 父母は会の実際の運営のために幹事・副幹事を選出し、保育士の雇用・解雇、会員に対する回章の作成・配布などの事務を委任します。幹事は四半期毎の定例父母会において会の運営状況全般につき報告します。原則として保育士の雇用は第4期父母会にて、その先一年の延長を決定します。保育士の解雇も同様とします。
4. 幹事・副幹事の任期は半年とします(副幹事を半期務めた後、幹事に就任します)。再任を妨げません。欠員が生じた場合は、父母の多数意見に従って後任を選出します。
5. 定例父母会において会計監査を一名選出し、半期に一度の父母会での会計報告前に、会計の監査をします。
6. 父母は輪番で保育に参加し、お当番として保育の補佐をします。尚、お当番が監督義務を請け負います。
7. 保育士が休む場合は代理保育係が保育を進めます。
8. 保育士の雇用においては、保育免許は必要としません。但し、3ヶ月の試用期間を設け、父母の多数意見に従って雇用を決定します。
9. 会の保育は日本語で行われます。見学時に日本語での保育に順応できるかを判断しかねる場合は仮入会とし三ヶ月又は三ヶ月以内の仮入会期間を設け、幼児が日本語での保育に順応できるかどうかを保育士、幹事、入退会係りの三役で判断をします。日本語での意思疎通が不可能であると判断された場合は入会をお断りしますが、三ヶ月以内でも同様に判断された場合は入会をお断りする事もあります。また入会後でも子どもが日本語を理解できないが故に保育に支障が起こる場合は同三役と当保護者で話し合い解決できない際には退会を要請する事もあります。
10. 期末に、余剰金がある場合、基本金を差し引いた分の使い道を父母会で話し合います。
11. 教材は原則として、保育士が準備します。
12. 退会記念品は、終了時と6ヶ月以上在籍者の退会時に渡します。

以上

2017年10月一部改訂